

### 【前期第1問】

平成30年3月1日午後10時頃、自動車を運転していたXは、東京都八王子市所在のC大学下交差点にて、前方不注意により、帰宅途中であったA（20歳、大学生）を跳ね飛ばした（以下、「本件事故」とする）。

本件事故によりAは全身を強く地面に打ち付けたものの、意識ははっきりしており、また、目立った外傷はなかった。

XはAが全身を強く打ち付ける様子を見て、「早期に診療をした方がよいのではないか」と考えたものの、自身の過失運転が発覚するのをおそれ、自身の父が経営するB病院で診療・治療後、示談するつもりで本件事故現場から車で1時間30分程の距離にあるB病院までAを連れていくことに決め、Aに「病院に連れていく」と伝えた上で、助手席に乗せ、運転を再開した。

ところが、運転を再開してから40分頃経過した後、Aの容態が急変した。Xは5分程悩んだ末、早期に治療を施さなければ死亡してしまう可能性が高いことを認識しつつ、運転を再開した。

同日11時30分頃、B病院に運び込まれたAは医師等による懸命な救命治療を受けたものの、本件事故による肋骨4箇所骨折に伴う肺損傷により、翌日午前6時頃死亡が確認された。

尚、本件事故現場から最も近い距離にあったD大学病院までは車で10分程度の距離にあり、また、Aの容態が急変した地点から、最も近い距離にあったE大学病院までは、車で15分程度の距離にあった。仮に本件事故から、Aが20分以内に病院に搬送されていた場合、救命可能性は95%程度であり、本件事故から1時間程度で病院に搬送されていた場合は75%程度救命が可能であったという鑑定結果がわかっている。

Xの罪責について検討せよ。